

公益財団法人出雲市芸術文化振興財団寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人出雲市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が出雲市における芸術文化の振興、発展に貢献する公益事業等を展開するため受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 広く一般社会に募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

- ア 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定するもの
- イ 募集特定寄附金 財団が募集にあたり、あらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途などを説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって募集するもの

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 寄附金が下記の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められる場合及び財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(一般寄附金の募集及び使途)

第4条 財団は、一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集及び使途)

第5条 使途特定寄附金は、その全額を寄附者が特定した使途に使用する。

- 2 募集特定寄附金は、募金目論見書を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 3 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従って使用する。

る。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の公開等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、財団ホームページにおいて募金目論見書を公開するとともに、寄附をしていただける者に募金目論見書を送付するなど、広く周知に努めるものとする。

(受領証等の送付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領証を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領証には、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 財団は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第9条 財団が受領する寄附金については、認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年8月29日から施行する。